

福山市における地域包括支援センターの設置について

1 地域包括支援センターの設置目的

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、要介護状態にならないような介護予防対策から介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく提供することが必要です。

このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健、福祉、医療の向上、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。

2 地域包括支援センターの基本機能

地域包括支援センターは、次の4つの基本機能を担います。

(1) 総合的な相談窓口機能

高齢者の相談を総合的に受け付けるとともに、訪問して実態を把握し、必要に応じサービスにつなげる等の支援を行います。

(2) 高齢者の虐待防止・権利擁護

高齢者が地域生活において困難な状況にある場合に、成年後見制度の活用や虐待等への対応などニーズに即したサービス提供や関係機関への連絡調整など適切な支援を行います。

(3) 高齢者の介護予防マネジメント

介護予防事業、要支援者への介護保険サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを実施します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメントの支援

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

3 介護予防支援事業者として指定

地域包括支援センターについては、本市が介護予防支援事業者として指定します。

地域包括支援センターにおいては、要支援者に対する予防給付に係る介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成等も実施し、要支援・要介護状態になることを予防するための介護予防事業のマネジメントと要支援者に対する予防給付のためのマネジメントが総合的に実施されることとなります。

4 地域包括支援センターの設置箇所数及びその担当地域

- (1) 高齢者人口3,000人から6,000人を目安に1箇所の地域包括支援センターを設置します。
- (2) 担当地域については、原則として小学校区を最小単位とし、日常生活のつながりのある小学校区の集合体とします。
- (3) こうした考え方のもとに市内を19地域に区分し、地域包括支援センターを15箇所設置します。
- (4) 複数地域を担当する地域包括支援センター等については、地域におけるより身近な相談窓口としてサブセンターを設置します。
- (5) 地域包括支援センターの設置状況は「表1福山地域包括支援センター一覧」、また、担当する19地域は、「図2地域包括支援センター担当地域図」のとおりです。

5 地域包括支援センターの設置方法

在宅介護支援センターや介護保険施設及び指定居宅介護支援事業所などの介護・福祉・医療に係る事業を実施している社団法人，社会福祉法人，医療法人，NPO法人などの中から，市が包括的支援事業を適切，公正，中立かつ効率的に実施できると認める法人に事業を委託し，設置しています。

6 地域包括支援センターへの専門職の配置

次の専門職員（3職種）を各1人以上配置します。

- (1) 保健師又は地域保健等の経験のある看護師
- (2) 社会福祉士等（福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり，かつ，高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者）
- (3) 主任介護支援専門員

7 地域包括支援センターの特色

地域包括支援センターは，高齢者に対し公正・中立な立場から，「総合相談・支援事業」「虐待の早期発見，防止等の権利擁護事業」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」を行う中核機関として，保健師等，社会福祉士等，主任介護支援専門員の専門職が連携する「チームアプローチ」により，利用者一人ひとりに係るケアマネジメントの継続的・重層的な支援と自立に向けた取り組みを行っています。

(1) チームアプローチ

保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員の専門職を配置し，各専門職が連携し，それぞれの専門性を活かしながらチームとして機能することで，高齢者の在宅での生活を支え，地域生活に安心を提供する役割を果たします。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築による支援

地域包括ケアを実現するためには，地域包括支援センターを中心に，医療機関，介護保険サービス事業者，民生委員，さらにはNPOやボランティアなどのインフォーマルサービス関係者などによって構成される人的なネットワークを構築し，こうした社会資源と有機的に連携する必要があります。こうした総合的で重層的なネットワークを活用することにより，地域全体で高齢者を支援する体制を強化し，地域支援体制の構築を図っていきます。

(3) ワンストップ相談窓口

どのようなサービスを利用すべきかわからない高齢者やその家族に対して，そのニーズに適切に対応できるサービスにつなぐワンストップ相談窓口としての役割を果たします。

(4) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営，公正・公平性の確保，その他の適正な運営を確保するため，介護保険サービス事業者，医師会，介護支援専門員等の職能団体，介護保険被保険者，高齢者団体，権利擁護団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

地域包括支援センター運営協議会においては，地域包括支援センターが中立性を確保し，適正な運営ができるよう，その事業活動をチェックし，必要に応じて改善等を求め，また要望・提言等を行い地域包括支援センターの運営を支援しています。